

津市水産業振興補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第48号

改正 平成22年11月5日訓第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における水産業の振興を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限等)

第3条 規則第3条第1項の別に定める期日及び同項第4号の市長が必要と認める書類については、別に定める。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条の市長が定める期日とは、補助金の交付の申請をした者が規則第6条の規定による決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(実績の報告)

第5条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までにこれを行わなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお合併前の津市農林水産業振興補助金交付要綱（平成12年津市訓第22号）、産業経済関係補助金等交付要綱（平成13年一志町告示第7号）又は美杉村農業生産基盤等整備事業の実施基準に関する規則（平成5年美杉村規則第11号）の例による。

附 則（平成22年11月5日訓第57号）

この訓は、平成22年11月15日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の名称	交付の目的	補助事業	交付対象経費	交付限度額	交付の対象となる者
1 水産振興対策事業補助金					水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する水産業協同組合その他市長が適当と認める団体
（1）水産業協業組織育成事業補助金	水産業を協業して行う組織の育成を図る。	水産業協業組織育成事業	水産業協業組織育成事業に要する費用	交付対象経費の3分の1以内の額	
（2）水産関係後継者育成事業補助金	水産関係後継者の育成を図る。	水産関係後継者育成事業	水産関係後継者育成事業に要する費用	交付対象経費の3分の1以内の額	
2 漁業経営近代化促進対策事業補助金	漁業の経営の近代化の促進を図る。	（1）漁業近代化推進施設整備事業	総事業費から当該事業について国及び三重県から交付される補助金の額を控除して得た額	交付対象経費の3分の1以内の額	
		（2）水産物流通等改善施設整備事業		交付対象経費の3分の1以内の額	
		（3）資源管理推進施設整備事業	総事業費	交付対象経費の2分の1以内の額	
		（4）漁場管理推進施設整備事業		交付対象経費の3分の1以内の額	
3 漁場環境保全事業補助金	良好な漁場環境の維持・保全を図る。	漁場環境保全対策事業	総事業費	交付対象経費の2分の1以内の額	
4 種苗養殖・放流事業補助金	水産資源の種苗の養殖及び放流を実施することにより水産資源の増殖等を図る。	資源管理型種苗養殖・放流事業	総事業費	交付対象経費の2分の1以内の額	

5 水産業活性化事業補助金	水産物の消費を拡大し、地産地消を推進することにより、水産業の活性化を図る。	水産業活性化事業	総事業費	交付対象経費の2分の1以内の額
6 水産業環境整備特別認定事業補助金	水産業における生産組織の環境整備を図る。	水産業に係る環境整備について市長が特に必要と認める事業	総事業費	交付対象経費に相当する額